

社会福祉法人山口市社会福祉協議会  
ボランティアグループ等活性化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉の一端を担うボランティアグループ等の活性化を図るため、本会会長が第2条で定めるボランティアグループ等の行う活動に対し、予算の範囲内において支援補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものである。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象は、本会に登録しているボランティアグループ及び団体（以下「グループ」という。）とし、登録の翌年度から申請ができるものとする。

(補助金の交付対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動は、次の要件のいずれかを満たすものとする。ただし、申請は年1回までとし、過去2年間に本補助金を受けていないこととする。

- (1) グループ同士の交流・情報交換会
- (2) 研修会（人材育成のための講座等）※共同で行う場合も可能とする。  
ただし、一般参加者を募るため、積極的にPR活動を行うこと。

(補助額等)

第4条 補助金の交付額は、1回につき上限2万円とする。ただし、予算の範囲内とする。

- 2 前項に掲げる補助対象経費の内訳は、次に掲げる経費とする。  
会議費、研修費（講師等への謝礼、旅費交通費）、事務費（事務用品代、コピー印刷代、通信代等）、賃借料  
ただし、グループの運営に必要な経常経費及び備品費は除く。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請を行うグループは、補助金申請書（様式1）を本会会長宛てに提出する。なお、申請書は、事業実施日から1箇月前までに本会地域福祉課へ提出するものとする。

- 2 複数グループで事業を実施する場合は、1グループが代表して申請することとする。

(補助金交付の決定)

第6条 本会会長は、前条の申込書の提出があった場合はその事業内容及び予算を審査する。審査の結果、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該グループに通知する。

(実績報告及び清算)

第7条 事業が完了したときは、遅滞なく請求書(様式2-1)及び実施報告書(様式2-2)に必要な書類(領収書及び募集記事等)の写しを添えて、本会会長に提出する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。